

川崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

川崎市子ども・子育て会議条例（平成25年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第3項」の次に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条」を加える。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日

から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項に規定する意見を述べることができる。

参考資料

制 定 要 旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設置の認可等について意見を述べることを所掌事務とするため、この条例を制定するものである。